

# 唐宋を中心とする前近代中国法の継承と発展に関する基礎的研究

著者	川村 康, 七野 敏光, 中村 正人
著者別表示	Kawamura Yasushi, Shichino Toshimitsu, Nakamura Masato
雑誌名	令和3(2021)年度 科学研究費補助金 基盤研究(C) 研究成果報告書
巻	2018-04-01 2022-03-31
ページ	420p.
発行年	2022-03-15
URL	<a href="http://doi.org/10.24517/00065568">http://doi.org/10.24517/00065568</a>



# 招婿婚婚書について

七野 敏光

1. はじめに
2. [女婿在逃依婚書断離] の概略
3. 女婿の義務
4. [女婿在逃] と文言の変化
5. むすびにかえて

## 1. はじめに

妻家に夫を招き入れる形態の婚姻を「招婿婚」と呼ぶ。本稿は『元典章』一八（戸部卷之四）に見える[女婿在逃依婚書断離]と[女婿在逃]を主たる史料とし、元代招婿婚の婚書について少しく理解を深めようとするものである。考察の手がかりとして、仁井田陸氏により紹介された元代の招婿婚婚書の雛形を掲げる<sup>(1)</sup>。「下財招養老女婿書式」「女婿回聘書式」の二通、妻家・夫家の両家が互いに交わす合同婚書の雛形である。

・・・・・・・・・・

### 下財招養老女婿書式

具郷貫某処住人姓某、有親生女名某姐見年幾歳、别无兒男、今憑某人為媒、某人保親、備到財礼若干、招到某処某人第幾男名某見年幾歳進舍、為養老女婿、自成親後、仰小心侍奉贍養某去妻年老、依里作活、应当本戸一応差役、却不得妄有□故擅自私搬女小、拋離出紹、不紹家業、別作非違、如有此色、保親人、自用知当无詞、听願夫妻保守兒女興昌、今立合同婚書為用者

年 月 日  
合 同 婚 書

婚主姓 某押 啓  
保親姓 某押  
媒人姓 某押

### 女婿回聘書式

具郷貫某処姓某、今憑某人為媒、某人保親、以某第幾男名某見年幾歳、与某処某人第幾女名某姐見年幾歳、結親進舎、為長年養老女婿、受訖聘礼若干、自上門成親之後、在家須管小心侍奉養贍外父外母年老、勤力作活、承当本戸一応差役、更不敢不紹家業、擅自出外、別生事端、将帶妻小、抛離改居、如有此色、保親人、自用知当、仍甘經官懲治施行、所夫妻久遠、兒女衆多、今立合同婚書為用者

年 月 日	婚主姓	某押	啓
	女婿姓	某押	
合 同 婚 書	保親姓	某押	
	媒人姓	某押	

.....

内閣文庫所蔵『新編事文類聚啓筭青錢』（卷七婚礼門）からの採録である。同書には、夫家に妻が嫁ぐ普通の婚姻形態に用いる婚書の雛形である「納聘書式」「回聘書式」も見える<sup>(2)</sup>。両者の婚書を比較すると、普通の婚書にはない、女婿の義務及び保親人の責任に関する文言（下線部）が招婿婚書には示されている<sup>(3)</sup>。招婿婚書の特徴である。

## 2. [女婿在逃依婚書断離] の概略

元代招婿婚の婚書自体はいまに伝えられないが、その文言（とりわけ女婿の義務に関する文言）を推測させる史料として[女婿が在逃すれば婚書に依り断離せよ：女婿在逃依婚書断離]がある<sup>(4)</sup>。まず本案全文（口語訳及び原文）を掲げたうえでその概略を記す。

.....

至元十（一二七三）年十二月、中書戸部が承奉せる中書省の判送。戸部の元呈。中書省が扱けたる太原路の申。宋徳榮の告。至元五（一二六八）年七月、婚書を立て、府北関石頭の弟石虎虎を姪女小梅の女婿として招き入れました。その際に、場合によっては「一面いつぽうてきに小梅を改嫁させるも、石頭・石虎虎はならびあらせに争告わず」と、このような婚書を立てました。その後、婿石虎虎は、至元七（一二七〇）年七月内に在逃とうぼういたしました。そしてその月の十五日、女婿石虎虎はわが家ではなく石頭の家に滞在し、十七日に至って、府北関の苗社長がわが家に送り届けてきたものの、十八日に、またもや在逃し所在が知れません（以上、宋徳榮の告）。この宋徳榮の

告をうけ、太原路が<sup>とら</sup>勾えた関係人等は<sup>ことば</sup>相同じ詞因にて証言しております。照べ得たり。石虎虎は在逃すること三年、根尋（徹底的に搜索）するも見つかりません。もし<sup>はじめ</sup>元<sup>は</sup>に立てたる文字（文書）に依り帰断しようとするも、そのように断ぜられた体例はございませぬ。照驗せられん事を乞う。此を得られよ（以上、太原路の申）。この太原路の申をうけ、戸部が<sup>ほほ</sup>略行照べ得たり。在先に<sup>さき</sup>に<sup>よ</sup>抛けたる大都・衛輝等の路の状申に見える、楊阿王等数家が告したところの招き入れたる女婿が在逃せる公事数件中、楊阿王の状告。至元二（一二六五）年九月内に、媒人に憑り「馬得信の<sup>むすこ</sup>男実哥を招き入れ<sup>むすめ</sup>女張哥の養老女婿といたします。もし馬実哥がすすんで働こうとせず、家業を<sup>つ</sup>紹がなければ、この文字をもって、すなわち休離（離婚）に当て、さらに鈔五十両を罰といたします」と<sup>しる</sup>写した婚書を立てました。わが家にて生活して後、至元六（一二六九）年四月二十三日に至り、婿馬実哥がわが家の錢本をもって在逃いたしました。そして至元八（一二七一）年六月二十三日に、馬得信ならびにその妻、及び媒人趙娘が婿馬実哥をわが家に送り届け、再度逃走しないという生死文字（起請文）を立て、依<sup>ものとお</sup>旧に生活いたしました。しかしながら、十月初六日に至り、馬実哥はまたもや金銀の<sup>かんざしうでわ</sup>釵<sup>ぬす</sup> 釧を偷盗み<sup>ははがためい</sup>在逃いたしました（以上、楊阿王の告、及び中書省管下不詳路の申）。また張榮の告。「張阿馮の男張小興を招き入れ外男甥女福仙の舍居（家住み）養老女婿といたします。もし<sup>おつと</sup>老爺・<sup>つま</sup>老娘の<sup>さしず</sup>指教にしたがわず、家業を紹がず、在逃六十日にして家に還らなければ、この文字をもって、すなわち休書（離婚状）と同じとし、張福仙を他人に改嫁させるも、ならびに争告わず。もし争告う者は、情<sup>よろこんで</sup>願通行鈔一百貫を罰とし、没官使用されるも<sup>いぞん</sup>詞は申しませぬ」と写した婚書を立てました。至元四（一二六七）年七月二十八日に過門（婿入り）し、至元七年五月十八日、婿張小興は<sup>せめたて</sup>愼責られたわけでもないのに在逃いたしました。そして九月内にそのことを衛輝路に告し、淇州の官司が張小興の兄張二を<sup>うなが</sup>督勅し、十二月内に婿張小興を捜し出して官に差し出させ、官は婿張小興を二十七下に断じたうえで、張榮の家内で働き生活するよう省会（指示）しましたが、六月十七日、張小興がまた在逃いたしました（以上、張榮の告）。及び州判兼捕盜官に張榮が<sup>とら</sup>勾追えられ、官に到り取調べられたその<sup>あらし</sup>該<sup>う</sup>。准けたる南京路録事司の文字に、婿張小興は賊を作し、逃亡中であるに見える（以上、衛輝路の申）。また安林の告。至元二年八月内に、令孟得禄を媒人とし、大都<sup>つまのつれむすこ</sup>焼羊李大<sup>つ</sup>の随母男王驢哥を招き入れて女秀哥の養老女

婿とし、「もし女婿驢哥が游手好閑で仕事に身を入れず、調人（仲裁人）を打出し、家業を紹がず、丈母の教令に伏わなければ、この文字をもって、すなわち休離と同じといたします」と写した合同婚書を立てました。成婚後、至元五年七月内に、王驢哥が家業を紹がず、井戸に身を投げ自殺を図り、乱暴にも丈母を押し倒し在逃したので、宛平県ならびにその投下の官司に告し、「以後驢哥による一切の災いは、丈人についてであれ、丈母についてであれ、焼羊李大が情願一面承当（責めを担う）いたします。もし驢哥が以後も依前に刁蹬（悪事にはしる）し、家業を紹がなければ、この文字をもって、すなわち休離と同じとするも詞は申しません」と該をして写した死活文字（起請文）を再度立てました。在後女婿王驢哥は依前にすすんで働こうとせず、故にわが家の買売を壊して刁蹬したため、宛平県の官司に告しました（以上、安林の告）。この安林の告をうけ、大都路が至元八年二月内に、申し奉じたる尚書戸部の符文もまた王驢哥を二十七下に断じ訖り、安家に省会して、依旧に婿とさせ、もし以後も依前に違非し、家業を紹がなければ、官に赴いて実情を告し、すなわち離れることを聴しております。在後王驢哥は、恨を挟んで女秀哥の姦通を誣告したうえで不正な儲けを謀り、彼女を娼として売り払い、及び乱暴にも丈母の左眼を打傷するという公事があります。これらにつき、大都路が罪を認める本人の供述を取り訖えて、帰断しようとしたましたが、また在逃いたしました（以上、大都路の申）。また王得林の告。至元三（一二六八）年四月内に、この路孟甫の男孟野驢を招き入れて女哇哥の婿とし、一五年間の入舎（家住み）といたしました。この際に、「以後ならびに調人を走出させることを得ず、家業に着らず、活計を做さざれば、この文字をもって、すなわち休離に当てる」と、このような婚書を立てましたが、至元五年五月十九日に、女婿孟野驢は嗔責られたわけでもないのに在逃いたしました（以上、王得林の告、及び中書省管下不詳路の申）。各路具申するところは、婚書に照依して帰結すべきであると擬るも、却って不曾断じたる体例がないため、戸部が已經に各路に文書を行下し、それぞれが上申するところの事理に照依して施行させてきました。及び照べ得たり。至元六年二月内、尚書戸部の呈。民間男女の婚姻は一ならず、婚書の文約を立てる者も有れば、また元に聘財を議った婚書を立てず、媒妁人に憑り婚姻し、事が定まった後に、婚書が無いために、聘財の財錢を増減し、女婿には出舎年限（妻家を出るまでの年限）を争い、詞訟絶えざる者も有るために

議定いたします。今後婚姻を為す者は、婚書の文約を立て、元に議った聘財ならびに女婿には養老・出舎年限を写し、主婚・保親・媒妁人が画字して、道理に従い成婚すれば、争告を免れるに庶からん、ということになりましょう。此の如く各路に遍行（あまねく文書を下す）禁約し、上の依とおりに施行せしめよ。中書省に具呈したれば照詳せられよ（以上、尚書戸部の呈）。また至元八年六月内、承奉せる尚書省の筭付の該。養老女婿を招き入れるには、すでに定められた聘財の等第（等級）に照依してその半ばを減じ、かならず須要明確な媒妁人による婚書を立てて成婚せよ（以上、尚書省の筭付）。またすでに各路に文書を下して、上の依とおりに施行させてきました。今拠けたる太原路の見申に見える、宋徳榮所告の女婿が元に立てたる婚書に依らず在逃した等の事は、至元六年二月以前に招き入れて婿とした、その婿となった人が在後に家業を紹がず、故に元に立てたる婚書に違えて在逃したということであります。もし戸部が見在する婚書に憑り処断しようとするも、別に定例がありません。このために、各路が上申してきた各項婿の在逃を告した事理を略行照依し、此を以て議し得たり。民間の婿を招き入れる家は、或は嗣あとつぎたる男児がなく、或は男児が幼小く、思うに人の養たすけがないためにそういたします。内には女家が財を下し、養老女婿を招き入れて気力を籍りようとする場合が有り、及び男家に錢財が無いために、舎居年限つきの女婿となる場合が有ります。夫家と女家とが、両家合同して明白に婚書を立てて信を取め、その文面には「家業を紹がずに在逃する等の事は、すなわち休離に当てる」と該をして写し、ただ婿となる人が、妻家のため道理に従いすすんで働くようにおさめた釐おさめた勒おさめたさせます。「理由もなく飲酒し、游手好閑で仕事に身を入れず、調人を打出し、家業を紹がず、丈母の教令に伏わない」及び「在逃六十日にして或は妻家に還らなければ、立てる所の婚書をもって、すなわち休棄（離婚）と同じとし、すなわち改嫁まかに任す」と写すことも有ります。また兼ねて先に家業を紹がず、告され妻家に留まることを求められたために、再び文字を立て、「もし後に似前に家業を紹がなければ、この文字をもって、すなわち休棄と同じである」と該して写すことも有ります。すべて所有前項に節じゆんぐりに次申しあげきた事理であり、各路に文書を行下し帰着させようとしたしましたが、今に到るも結絶することができません。その婿となる人の心情たすを原ねるに、妻の家に就おもむき成婚した後、父母有る者は実家に帰ろうと思ひ、妻家に馴染まず別居を謀りますが、こうした気持ちがあるといっても、家を出ること

などできず、ただ妻家にてすすんで働こうとせず、理由もなく飲酒し、游手好閑で仕事に身を入れず、錢を偷んで在逃するは、皆この気持ちから生じるものであります。このことにつき、妻家が陳告して官に到り、累年決せず、官司を紊乱し、深だ未便はなは ぶつごうであります。此を以て参詳する。もし私約の婚書に憑准せず帰結するならば、別に依拠するものが無い。各路の上申してきた女婿につき、両和（両家納得）して自願ねがい立てたる婚書に照依し、断じて両人が離れて別行に改嫁させることを聴し、もつて後來を戒めると擬れば、彼らが妻家にて道理に従いすすんで働き、以前の弊害を格去ただし、漸く淳厚（人情が厚いこと）を成すに庶からん、ということになりましよう（以上、戸部の元呈）。このように戸部が呈し奉じたる都堂の鈞旨。戸部に送り、もし婿家に別に異詞はんろんが無ければ、擬する所に依准し施行させよ（以上、都堂の鈞旨）。この都堂の鈞旨をうけ、戸部が再行披詳ふたたびし得て上呈する。各路が擬する所の申は、若便たやすく元に立てたる婚書に照依して帰断しようとするも、そのように断ぜられた体例は無く、また男家と女家との両和した詞理が無く、累年帰絶することができない、及び女婿が今在逃している、もし私約の婚書に憑准せず帰結するならば、別に依拠するものが無い、ということであります。今見奉を承けるに、婿家はすでに元に約したところに違えており、多く装飾とりつくろいが有り、別に異詞が無いなどということはありません。此を以て参詳する。戸部の已擬に依准し、両和して自願い立てたる婚書に照依し、断じて両人が離れることを聴せば、依拠するものが有るようで、官司を紊煩させることを致さざるに庶からん、ということになりましよう（以上、戸部の呈）。このように戸部が呈し奉じたる都堂の鈞旨。戸部に送り、擬を准めて施行せられよ：至元十年十二月、中書戸部承奉中書省判送。本部元呈。抛太原路申。宋徳榮告。至元五年七月、立婚書、召到府北関石頭弟石虎虎与姪女小梅。一面改嫁、石頭・石虎虎並不争告、立下如此婚書。其婿石虎虎、自至元七年七月内在逃。当月十五日、却有女婿石虎虎在於親家石頭家内、至十七日、本関苗社長送来本家、十八日、又行在逃不知所在。勾到一千人等指証相同詞因。照得。石虎虎在逃経今三年、根尋不見。若依元立文字帰断、不見断過如此体例。乞照驗事。得此。本部略行照得。在先抛大都・衛輝等路状申、楊阿王等数家告召到女婿在逃公事数内。楊阿王状告。至元二年九月内、憑媒写立婚書、召馬得信男実哥与女張哥作養老女婿。如馬実哥不肯作活、不紹家業、此文字便当休離、更罰鈔五十兩。住至至元六年四月二十三日、有婿馬実

哥將訖本家錢本在逃。至至元八年六月二十三日、馬得信并妻及媒人趙娘將婿馬實哥送本家、立到再不在逃走生死文字、依旧住坐。至十月初六日、馬實哥又將金銀釵釧偷盜在逃。又張榮告。寫立婚書、召張阿馮男張小興與外男甥女福仙作舍居養老女婿。老爺・老娘指教、不紹家業、在逃六十日不來還家、此文字便同休書、張福仙改嫁他人、並不爭告。如却行爭告者、情願罰通行鈔一百貫、沒官使用不詞。如此寫婚書。至元四年七月二十八日過門、至元七年五月十八日、有婿張小興不因嗔責在逃。九月內告到本路、淇州官司督勒張小興兄張二、於十二月內將婿張小興尋見前來、官將婿張小興斷訖二十七下、省会於榮家內作活住坐、六月十七日、有張小興在逃。及蒙州判兼捕盜官將榮勾追到官取問該。准南京路錄事司文字、有婿張小興作賊、見行在逃。又安林告。至元二年八月內、令孟得祿為媒、召到本都燒羊李大隨母男王驢哥與女秀哥為養老女婿、寫立合同婚書、若女婿驢哥游手好閑、打出調人、不紹家業、不伏丈母教令、此文字便同休離。成親之後、至元五年七月內、為王驢哥不紹家業、投井自抹、行兇將丈母推倒在逃、告到宛平縣并本投下官司、再立死活文字、該寫若已後驢哥但有一切橫災、不干丈人・丈母之事、燒羊李大情願一面承當。若驢哥已後似前刁蹬、不紹家業、將此文字便同休離不詞。在後女婿王驢哥依前不肯作活、故壞本家買壳刁蹬、告到宛平縣官司。至元八年二月內、申奉到尚書戶部符文又將王驢哥斷訖二十七下、省会本家、依旧為婿、如已後似前違非、不紹家業、赴官告實、即便聽離。在後挾恨將女秀哥誣告奸事賊謀、買休為娼、及行兇將伊丈母左眼打傷公事。大都路取訖本人招伏、欲行婦斷、又行在逃。又王得林告。至元三年四月內、召到本路孟甫男孟野驢與女哇哥為婿、一十五年入舍。立到婚書。已後並不得走出調人、不着家業、不做活計、此文字便當休離。立如此婚書、至元五年五月十九日、女婿孟野驢不因嗔責在逃。各路具申、擬合照依婚書婦結、却緣不曾斷過體例、本部已經行下各路、照依各各所申事理施行去訖。及照得至元六年二月內、尚書戶部。為民間男女婚姻不一、有立婚書文約者、亦有不立元議聘財婚書、憑媒妁為婚、已定之後、為無婚書、增減財錢、女婿爭差年限、以致詞訟不絕、議定。今後為婚姻者、寫立婚書文約、元議聘財并女婿養老出舍年限、主婚・保親・媒妁畫字、依理成親、庶免爭告。如此遍行各路禁約、依上施行。具呈中書省照詳。又至元八年六月內、承奉尚書省劄付該。招養老女婿、照依已定聘財等第減半、須要明立媒妁婚書成親。亦已行下各路、依上施行去訖。今拋太原路見申、宋德榮所告女婿不依元立婚書在逃等事、係在至元六年二月

已前召到為婿、其作婿之人在後不紹家業、故違元立婚書在逃。本部若憑見在婚書処断、別無定例。為此、略行照依各路申到各項告婿在逃事理、以此議得。民間召婿之家、或無子嗣、或兒男幼小、蓋因無人養贍。内有女家下財、召到養老女婿凶籍氣力、及有男家為無錢財、作舍居年限女婿。其夫家与女家、兩家相和同明白立到婚書取信、該写不紹家業在逃等事、便当休離、止是釐勒為婿之人、肯為妻家依理作活。非理飲酒、游手好閑、打出調人、不紹家業、不伏丈母教令、及有該写在逃一百日或六十日不還本家、所立婚書便同休棄、任便改嫁。兼有先為不紹家業、告求妻家收留、再立文字、該写如後似前不紹家業、此文字便同休棄。所有前項節次申到事理、已經行下各路歸着、到今不能結絕。原其作婿之人、就妻成婚之後、有父母者思歸本家、無尊親亦謀另居、雖有是心、計無得出、止於妻家不肯作活、非理飲酒、游手好閑、偷錢在逃、皆由此而生。其妻家陳告到官、累年不決、紊乱官司、深為未便。以此參詳。若不憑准私約婚書歸結、別無依拠。擬合將各路所申女婿、照依兩和自願立到婚書、断聽兩離別行改嫁、以戒後來、庶免肯於妻家依理作活、格去前弊、漸成淳厚。呈奉到都堂鈞旨。送本部、如作婿之家別無異詞、依准所擬施行。本部再行披詳得。各路所擬申、若便照依元立婚書断、別無断過如此体例、又無男与女家兩各詞理、累年不能歸絕、及女婿見今在逃、若不憑准私約婚書断、別無依拠。今承見奉、其作婿之家已違元約、其間多有裝飾、不能別無異詞。以此參詳、擬合依准本部已擬、照依兩各自願立到私約婚書、断聽兩離、似有依拠、庶免不致紊煩官司。呈奉都堂鈞旨。送本部、准擬施行。

・・・・・・・・・・

至元五（一二六八）年七月、宋徳榮が府北関石頭の弟石虎虎を姪女小梅の女婿として招き入れる。その婿石虎虎は、至元七（一二七〇）年七月に宋家より逃亡し、後三年に至るも所在不明である。この招婿につき、場合によっては、一方的に小梅を改嫁し得る旨記される婚書が取り交わされている<sup>(5)</sup>。だが、その婚書に依拠して処断を下してよいかどうか定かではないため、案件が太原路から中書戸部へと上申される。そしてこの案件をうけた戸部は、婚書を交わした女婿逃亡の前例を調べあげたうえで、案件判断に関係する至元六（一二六九）年二月の尚書戸部の呈（婚書一般の作成を要請する）と至元八（一二七一）年六月の尚書省の筈付（媒妁人による招婿婚書の作成を要請する）とを確認し、妻家・夫家の両家が納得して立てた婚書に依拠した処断の方向性を示す。

ここで調べあげられた前例は四件である。

[前例1] 至元二（一二六五）年九月に楊阿王が馬実哥を女張哥の養老女婿とし、至元六年四月に馬実哥が逃亡する。

[前例2] 至元四（一二六七）年七月に張榮が張小興を外男甥女福仙の養老女婿とし、至元七年五月に張小興が逃亡する。

[前例3] 至元二年八月に安林が王驢哥を女秀哥の養老女婿とし、至元五年七月に王驢哥が逃亡する。

[前例4] 至元三（一二六六）年四月に王得林が孟野驢を女哇哥の婿とし、至元五年五月に孟野驢が逃亡する。

いずれも女婿の非行に離婚をもって対処することが婚書上明記されるが、それに依拠した処断が官司によりなされているとはいえない。

また婚書の作成について述べる。至元六年二月以前より婚書は存在した。しかし、その作成が婚姻成立に必須とされたことはない。招婿婚における女婿の出舎年限（妻家を出るまでの年限）さえも口約束で済まされていた例が『元典章』中には見える<sup>(6)</sup>。紛争が生ずるも無理からぬところだろう。それを慮っての婚書作成の要請である。

### 3. 女婿の義務

石虎虎の招婿婚婚書の文言、とりわけ女婿の義務に関する文言は不明確であり、案件を判断する戸部の言葉「今拠けたる太原路の見申に見える、宋徳榮所告の女婿が元に立てたる婚書に依らず在逃した等の事は、至元六年二月以前に招き入れて婿とした、その婿となった在後に家業を紹がず、故に元に立てたる婚書に違えて在逃したということがあります」（尚書省箭付の直後）から推察するのみであるが、前節に示した四件の前例には、婚書から引用された文言が見える。以下、前例別に摘録してみる。

[前例1]

馬得信の男実哥を招き入れ女張哥の養老女婿といたします。もし馬実哥がすすんで働こうとせず、家業を紹がなければ、この文字をもって、すなわち休離に当て、さらに鈔五十両を罰といたします。

[前例2]

張阿馮の男張小興を招き入れ外男甥女福仙の舎居養老女婿といたします。もし老爺・

老娘の指教にしたがわず、家業を紹がず、在逃六十日にして家に還らなければ、この文字をもって、すなわち休書と同じとし、張福仙を他人に改嫁させるも、ならびに争告わず。もし争告う者は、情願通行鈔一百貫を罰とし、没官使用されるも詞は申しません。

[前例3]

もし女婿驢哥が游手好閑で仕事に身を入れず、調人を打出し、家業を紹がず、丈母の教令に伏わなければ、この文字をもって、すなわち休離と同じといたします（以上、婚約時の「合同婚書」の文言）。

以後驢哥による一切の災いは、丈人についてであれ、丈母についてであれ、焼羊李大が情願一面承当いたします。もし驢哥が以後も依前に刁蹬し、家業を紹がなければ、この文字をもって、すなわち休離と同じとするも詞は申しません（以上、成婚後に再度立てた「死活文字」の文言）。

[前例4]

以後ならびに調人を走出させることを得ず、家業に着らず、活計を做さざれば、この文字をもって、すなわち休離に当てます。

また案件を判断する戸部の言葉の中にも、「家業を紹がずに在逃する等の事は、すなわち休離に当てる」「理由もなく飲酒し、游手好閑で仕事に身を入れず、調人を打出し、家業を紹がず、丈母の教令に伏わない」「在逃六十日にして或は妻家に還らなければ、立てる所の婚書をもって、すなわち休棄と同じとし、すなわち改嫁に任す」等の文言例が挙げられる。

仁井田氏の紹介された雛形に戻る。「下財招養老女婿書式」「女婿回聘書式」それぞれの下線部には、

（女婿は）成婚後、心して年老いた某去妻（夫妻か）に侍奉贍養<sup>つかえたす</sup>け、道理に従い仕事をし、妻家の一応差役<sup>あらゆる</sup>を担わりたい。その義務を果たさず、妄りに理由づけて擅自<sup>みがつて</sup>にふるまい、私に女小（妻子）<sup>ひそか</sup>を搬<sup>つ</sup>れて家を出、家業を紹がず、別に非違<sup>な</sup>を作してはなりません。もしこの種の非行があれば、保親人が自ら問題を処理<sup>いぜん</sup>するも詞ありません（以上、「下財招養老女婿書式」下線部）。

（女婿は）成婚後、妻家にあり心して年老いた外父・外母に侍奉養贍<sup>つかえたす</sup>け、勤力<sup>つと</sup>めて仕事をし、妻家の一応差役を承当（責めを担う）し、更にあえて家業を紹がなかつ

たり、擅自に家外で騒動をおこしたり、妻小（妻子）を將<sup>つ</sup>連れ家を出て居をかまえたりいたしません。もしこの種の非行があれば、保親人が自ら問題を処理するも、なお官司により懲治施行されるも甘んじてお受けいたします（以上、「女婿回聘書式」下線部）。

とある<sup>(7)</sup>。これら雛形に見える文言と比べると、前例中（及び戸部の言葉）に見える文言は、公的な差役の負担には言及せず、日常生活における女婿の行動を具体的に規制し、その他「調人を打出し」「調人を走出させる」といった、つまり紛糾の仲裁に入った家外の者に女婿が抗うことを禁じている。もとより男手を欠くために招じ入れた女婿である。例えば、[前例3] 王驢哥のように、女婿が乱暴狼藉に及んだ場合、妻やその父母では、どうしようもその手に負えまい。雛形に見える保親人（婚姻関係の継続に向けて責任を負う）など家外の者による仲裁だのみとなる。その仲裁人を「かえれ、かえれ」とばかりに追い返すとは、とんでもない非行だということであろう。お題目ではない、きわめて現実的な禁止文言である。

もう一つ。出舎形態につき雛形は女婿が妻子を連れて家を出ることを禁ずる。だが、そのような出舎から問題が生じた事例は『元典章』中に見られず、実際に問題とされたのは女婿単身での逃亡だった<sup>(8)</sup>。石虎虎の場合、及び前例四件すべての場合がそうである。このことからすると、「故に元に立てたる婚書に違えて在逃した」という、戸部の言葉から推察される石虎虎の婚書にあったらう逃亡に関する文言や、[前例2]の「在逃六十日にして家に還らなければ…」が、より女婿出舎の現実を反映した文言のように思われる<sup>(9)</sup>。ともあれ、このことについては次節に追述したい。

#### 4. [女婿在逃] と文言の変化

前例中に見える招婿婚書の文言には、女婿の非行に対する制裁（離婚や罰鈔）が明記されるが、仁井田氏の紹介された雛形には、それが一切記されない。この両者における制裁文言の有無には、一地方官の建言が関係していると思われる。その建言を含む[女婿が在逃す：女婿在逃]の全文（口語訳及び原文）を掲げる<sup>(10)</sup>。[女婿が在逃すれば婚書に依り断離せよ]とほぼ同時期、後れること一年余りでの建言である。

・・・・・・・・・・・・・・・・

至元十二（一二七五）年三月、民戸が女婿を招き入れ、その際に立てた婚書に、「出

舎年限を満たさず、在逃して百日或は六十日たてば、すなわち休棄（離婚）と同じとし、改嫁に従うを聴す」という該を写すことにつき、中書戸部が先に「両願（両者納得の上で）立てたる婚書に照依し断離させよ」という都堂の鈞旨を呈奉した後に、今扱けたる東平路の備したる汶上県の申。県尹杜閏の関の該。切詳するに、天地は万物の本であり、動静を以て常と為す。夫婦は人倫の始であり、永久を以て常と為す。常の言たるや、思うに永く虧蔽すこと無きを取え、つまり不易の謂である。そこで『易序卦』に曰く、「夫婦の道、久しからざるべからず。故に之を受けるに常を以てす」ということであります。此を以て之を観るに、夫婦の道は、離棄すべきでないということは明らかであります。今者未婚の先に、永ならざる場合の計を期り、淳厚（人情があつこと）の風を豈うも、澆薄（人情がうすいこと）の俗を実たしていますが、何故に「夫婦の道は、離棄すべきでない」ということに従わないのでありましょか。婚書をたてる理由を原ねるに、大抵男女妄冒の期りを防ぎ、夫に聘礼の多寡の限を与え、よって奸を杜ぐためにこれを立てるのでありまして、夫婦の永・不永を期するためにこれを立てるものではありません。後世は薄俗であり、故にこうした議論が有るのでしょうが、まさに禁じて啓くべきではない議論であります。設如女婿が本業に務めず、游手好閑で仕事に身を入れなければ、自ずから常典が有り、私議に循い人倫を害し、古風を変えて薄俗を成すべきではなく、正道に反りもって古風に循うに若くは莫しでありましょ。庶わくは澆風を革め、化して厚俗を為さんことを、であります。照詳せられん事を乞う（以上、杜閏の関、及び汶上県の申）。この汶上県の申をうけ、府司（東平路総管府）が参詳する。人倫の道、夫婦の義は重く、生きてはすなわち同産し、死してはすなわち同穴し、永久を期するが、世の常であります。閭巷の細民は薰蕕を区別できず、女の好悪を縦し、貴賤を揀扱び、貧富を就捨て、妄りに巧計を生み、頻りに更嫁を求めて、そのことを恥とはしない。およそ眼目を具える人は、まことにまた不満を抱くところであります。今扱けたる汶上県尹杜閏の所言は、古典を敬遵し、道理に適うようであります。その志は風俗を敦厚くし、資治に急なるに在り、人臣の心、昭然として見るべきであります。申して照詳せられんことを乞う。此を得られよ（以上、東平路の申）。この東平路の申をうけ、中書戸部が呈奉したる都堂の鈞旨。擬を准め、合属（関係する属僚）に文書を行下して禁約し、似前に「もし女婿が在逃する等の事

が有れば、すなわち休棄と同じである」等の語句を婚書上に該をして写すことをなからしむ。なお有司（地方官）をして常切に婿となる人に教諭し、依理守慎、それぞれ本業を務めさせ、もし游手好閑で仕事に身を入れず・理由もなく在逃する人等は、就便に<sup>ただち</sup>厳行断遣施行せよ：至元十二年三月、中書戸部。先為民戸招召女婿、立到婚書、該写年限不滿、在逃百日或六十日、便同休棄、聽從改嫁。呈奉都堂鈞旨、照依兩願立到婚書断離。去後、今拋東平路備汝上県申。県尹杜閏闕該。切詳、天地者万物之本、以動靜為常。夫婦者人倫之始、以永久為常。常之為言者、蓋取永無虧蔽、不易之謂也。是故易序卦曰、夫婦之道、不可不久、故受之以常、是也。以此觀之、其夫婦之道、不可離棄明矣。今者未婚之先、期不永之計、豈淳厚之風、實儂薄之俗、何不從而則之。原立婚書之理、大抵防男女妄冒之期与夫聘礼多寡之限、以杜其奸、非期夫婦永与不永為立之也。後世薄俗、故有是議、此当禁而不可啓也。設如女婿不務本業、游手好閑、自有常典、不可循私議而害人倫、變古風而成薄俗、莫若反正道以循古風。庶革澆風、化為厚俗。乞照詳事。府司參詳。人倫之道、夫婦之義重、生則同産、死則同穴、期於永久、世之常也。閭巷細民不弁薰蕕、縱其女之好惡、揀扱貴賤、就捨貧富、妄生巧計、頻求更嫁、不以為恥。凡具眼目之人、誠亦不平。今拋汝上県尹杜閏所言、敬遵古典、似為允当。志在敦厚風俗、急於資治、人臣之心、昭然可見。申乞照詳。得此。呈奉都堂鈞旨。准擬、行下合属禁約、毋得似前於婚書上該写如有女婿在逃等事、便同休棄等語句。仍令有司常切教諭為婿之人、依理守慎、各務本業、如有游手好閑・非理在逃人等、就便嚴行断遣施行。

・・・・・・・・・・

中書省管下にある東平路・汝上県の県尹（知事）杜閏が招婿婚書につき建言する<sup>(11)</sup>。夫婦の結びつきは永久たるべきなのに、澆薄なる現在、婚姻の端緒として交わされる婚書に夫婦離別のことが記される。そもそも婚書には成婚の時期と聘財の多寡とが記されればそれでよく、現実問題として女婿の非行とその制裁とを議論せねばならないとしても、それはあらかじめなすべき議論ではない。つまり、女婿の非行とその制裁とを婚書に記すこともない<sup>(12)</sup>。以上が杜閏建言の骨子だろう。この杜閏の建言は東平路を経て中書省に達し、「もし女婿が在逃する等の事が有れば、すなわち休棄と同じである」等の制裁文言が禁止されたうえで、女婿の非行に対しては、教諭・厳罰もて地方官が当たることになったのだろう。

なお、前節に述べたように、実際は女婿単身での逃亡が問題とされるのに、[女婿が在逃]以後に成つたろう招婿婚婚書の雛形「下財招養老女婿書式」「女婿回聘書式」では、いずれも女婿が妻子連れでの出舎形態を禁ずる。このことは「夫婦の道は、離棄すべきでない」と説く杜閨の建言と無関係ではないように思われる。そして「下財招養老女婿書式」「女婿回聘書式」は、それぞれ「願わくば夫妻保守・儿女興昌ならんことを。今合同婚書を立て用と為す」「願わくば夫妻久遠・儿女衆多ならんことを。今合同婚書を立て用と為す」との文言で一文を締め括る<sup>(13)</sup>。婚書上、夫婦に離別はない。

## 5. むすびにかえて

婚書はもとより儀礼的な書であるが、女婿の非行に対処すべく、元初の招婿婚婚書には非行に対する制裁文言が含まれていた。その制裁文言に依拠し、女婿の非行をめぐる妻家と夫家の紛争を処断することを確認したのが[女婿が在逃すれば婚書に依り断離せよ]での最終決定、「両和して自願い立てたる婚書に照依し、断じて兩人が離れることを聴」すである。この最終決定に至る過程で、「もし婿家に別に異詞が無ければ、擬する所に依准し施行させよ」との、いわば条件つき都堂の鈞旨が一度戸部に下されるが、「婿家はすでに元に約したところに違えており、多く装飾が有り、別に異詞が無いなどということはありません」と、戸部はそれを正面から論破し跳ね除ける。この文書往来の中、近年、地方より問題の解決を迫られてきた戸部の状況がうかがえる。こうした情況下での最終決定である。

ところが、わずか一年余りでこの決定は事実上撤回される。是古非今よろしく理念的に人倫を語る杜閨の建言を容れ、そもそも招婿婚婚書上に制裁文言を記すことが禁じられるのである。現実と理念とのほざまで制度が揺れ動いた一例といえようか。その結果、女婿の非行に対しては教諭・厳罰もて地方官が当たることになるが、実際には、「下財招養老女婿書式」「女婿回聘書式」に「保親人が自ら問題を処理するも」とあるように、まずは官司を煩わすことなく、民間にて保親人が紛争解決に奔走したと考えられる。保親人だけに解決の方向性は婚姻の継続。女婿が妻家にとどまることは、例えば「女婿回聘書式」に「(女婿は)妻家の一応差役を承当」とあるように、妻家の差役負担を担うことであり、容易に離婚を認めるよりも、賦役上官司にとっては好ましい。この点を踏まえると、杜閨の建言の裏には、(自身自覚するとしないとにかかわらず)地方官として

の経営的打算が織り込まれていたのではないかと考えられなくもない。ややうがった見方としてその可能性を示して筆を擱く。

〔注〕

- (1) 仁井田陞『中国身分法史』（東京大学出版会、一九四二年一月）七四一頁以下。「下財招養老女婿書式」中「仰小心」「故擅自」及び「女小」の「女」（三箇所七字）は内閣文庫本破損のため不明。墨筆記入による旨の注記あり。また下線は七野による。
- (2) 仁井田前掲書六二六頁以下に採録。「下財招養老女婿書式」「女婿回聘書式」とともに国立公文書館デジタルアーカイブにて写真版の閲覧が可能である。
- (3) 保親人は婚姻関係の継続に向けて責任を負う。ちなみに、媒人は婚姻契約の締結に向けて責任を負う者である。
- (4) 陳高華等点校『元典章』（天津古籍出版社・中華書局、二〇一一年三月。以下では「点校本」と略称する）第二冊六二〇頁以下。洪金富校定『洪金富校定本元典章』（中央研究院歴史語言研究院、二〇一六年三月。以下では「校定本」と略称する）第二冊六五九頁以下。
- (5) 冒頭「至元五年七月、立婚書、召到府北関石頭弟石虎虎与姪女小梅。一面改嫁、石頭・石虎虎並不争告、立下如此婚書」という箇所、やや読みづらい。少なくとも、「姪女小梅」の後に「為婿」「作婿」などとあってしかるべきだろう。「場合によっては」の一句は文意を把握するための挿入である。いかなる場合でも「一面改嫁」可能ということではないだろう。この箇所について校定本は、「至元五年七月、立婚書、召到府北関石頭弟石虎虎与姪女小梅〔作婿。如不紹家業、在逃幾日、此文字便同休書、小梅〕一面改嫁、石頭・石虎虎並不争告、立下如此婚書」とし、〔 〕括弧内二〇字を補う。取意の参考とし得る。
- (6) 例えば、[招き入れた女婿が棄妻すれば再娶せよ：召到女婿棄妻再娶]（開慶一＝一二五九年、劉阿高が張石驢を女寺奴の婿とする。戸部卷之四、点校本第二冊六一九頁以下。校定本第二冊六五九頁以下）には、「家<sup>むすこ</sup>住みして男が成長し独り立ちするに至って、張石驢を出舎別居させると言定する：言定住至男長立、令本人出舎別居」と見える。なお、「婚書」という語が唐戸婚律「許嫁女報婚書」条＝戸婚二六に見えることは周知のとおりである。
- (7) 「下財招養老女婿書式」の原文「依里作活」「抛離出紹」の二句そのままでは読み難い。

それぞれ、便宜「依理作活」「抛離出舎」として訳出した。「故擅自」前の欠一字、あるいは「事」で補うか。後考を俟つ。

- (8) [弟が収嫂し出舎別居する：弟収嫂出舎另居]（至元三＝一二六六年、婚書上一七年年限の出舎女婿たることを明記したうえで、許徳が劉瘦漢を女迎仙の婿とする。ところが、一七年を待たずして劉瘦漢が死亡し、弟劉捷捷が<sup>あによめ</sup>嫂を収継（兄に代わって弟が寡婦たる嫂を妻とする）する際に、彼女を妻家から連れ出そうとする。戸部卷之四、点校本第二冊六五二頁以下。校定本第二冊六八二頁）は、女婿が妻を妻家から連れ出そうとする例ともいえるが、そもそもが収継という特殊な場合の話である。女婿劉瘦漢自身が妻帯別居を企てたということではない。
- (9) [前例2]の文言について申し添えたい。[前例2]では、女婿の具体的非行、及び制裁としての離婚・改嫁を記し、その制裁に対して「ならびに争告わず。もし争告う者は、情願通行鈔一百貫を罰とし、没官使用されるも詞は申しません」と文言を続ける。細事たる紛争につき、あくまで民間で対処するという姿勢を示す文言である。だがその一方、さりげなく「没官使用」（罰鈔を官司が没収して使用する）という言葉を挿入することにより、官司の威光を利用しもする。そんな微妙な意識がここには垣間見える。もちろん「没官使用」につき、官司との間であらかじめの連絡がとられているとは考え難い。
- (10) 点校本第二冊六二三頁以下。校定本第二冊六六一頁以下。
- (11) 『元史』五八（地理志卷之一〇）によると汶上県は中県であり、その県尹は正七品である（『元典章』七・戸部卷之一「官制一・職品」）。
- (12) 第一節にその存在を示した、夫家に妻が嫁ぐ普通の婚姻形態に用いる婚書の雛形である「納聘書式」「回聘書式」には、それぞれ「備到納聘財礼若干、自聘定後、択日成親」「領訖財礼若干、自受聘後、一任択日成親」と記すが、ことさらに嫁の勤めなどを記すことはない。
- (13) 「下財招養老女婿書式」「女婿回聘書式」引用箇所前半の原文は、それぞれ「听願夫妻保守」「所夫妻久遠」であるが、このままでは読み難い。「納聘書式」「回聘書式」それぞれの該当箇所が「所願夫妻偕老」「所愿夫妻保守」とすることから訳出した。